

肥料価格高騰対策事業公募要項

1 公募事項

国の肥料価格高騰対策事業に取り組もうとする取組実施者は、高知県農業再生協議会肥料価格高騰対策事業業務方法書（以下、業務方法書）第3条第1項に基づき事業取組計画書等を作成して高知県農業再生協議会（以下、協議会）へ提出してください。

2 取組実施者の要件

(1) 以下の要件を満たす農業者の組織する団体

- ア 5戸以上の農業者が参加していること
- イ 代表者の定めがあること
- ウ 規約、規定類が整備されていること
- エ 本事業の支援金を受け入れる口座を新規に開設すること（利息のつかない口座）

(2) 農業法人単独で取組実施主体となる場合は、次の要件を満たすこと

- ア 他の農業者とグループを構成して申請することが難しいことが明らかであること
- イ 農業法人において農作業に従事する構成員や従業員が5名以上いること
- ウ その他、規約、規定類の整備、口座開設は（1）に同じ

3 提出書類

- (1) 業務方法書に定める様式により作成してください
- (2) 書類の作成にあつては取組実施者において十分に確認してください
- (3) 業務方法書、様式については、高知県農業振興部農業政策課HPに掲載しています

4 公募期間

春用肥料（追加）：令和5年12月22日～令和5年12月28日

5 提出先・問い合わせ先等

(1) 申請書類等の提出場所及び公募に関するお問い合わせ先

高知県農業振興部環境農業推進課

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号

TEL:088-821-4545 Email:160501@ken.pref.kochi.lg.jp

(2) 提出に当たっての注意事項

- ア 提出書類の用紙サイズはA4サイズとします
- イ 印刷は片面印刷とします（領収書等の証明書類はA4用紙へコピーし、文字、数字等が明瞭に確認できるよう工夫すること）
- ウ 書類の提出は、郵送、持参による提出とします。ただし、様式第1-2号 肥料価格高騰対策事業参加農業者名簿については、エクセルファイルを電子メールで上記5提出先・問い合わせ

先等の高知県農業振興部環境農業推進課のメールアドレスへ送付することとします。

エ 提出書類は、返還できないことをご了承ください。

オ 申請書類等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

(3) 申請書類の体裁

業務方法書に定める様式及び本要領で示す参考様式により作成し、次のとおり綴ることとします。

ア 取組計画書の承認申請書（業務方法書様式第1号）

イ 参加農業者名簿（業務方法書様式第1-2号）

ウ 化学肥料低減計画書（業務方法書様式第1-3号）

エ 注文票、領収書等写し（業務方法書様式第1-2号の添付書類）

※領収書のみでは肥料の銘柄、数量が不明な場合は明細等を添付

オ 参加農業者別の提出書類確認票（別紙1 参考様式）

カ ウからオの書類についての参加農業者一覧（任意様式）（市町村別に並べ替え）

キ 取組実施者の要件を満たすことを確認できる書類

※規約・規定、団体構成員名簿

※綴り方は別紙2 参考参照

(4) 取組実施者の責務・役割

本事業の採択通知を受けた取組実施者は、事業の実施及び支援金の執行に当たっては、以下の条件を遵守する必要があります。

ア 取組実施者は、事業実施上の運営管理について責任を持たなければならない。

イ 期限までに次の文書を協議会へ提出しなければならない。

（ア）令和5年12月末までに中間報告書（様式第6号）を提出

（イ）令和6年10月末（予定）までに実施状況報告書（様式第5号）及び添付書類を提出

ウ 協議会の実施する現地確認（抽出）に次のとおり対応しなければならない。

（ア）証拠書類等（化学肥料低減実施計画の取組を実施したことが確認できる書類（土壌診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等）等）の提出

（イ）参加農業者へ現地調査の日時等の連絡調整

エ その他国の定めるところにより課される義務

申請書類の綴り方について

<取組実施者単位で作成>



<参加農業者ごとに作成>

